

- 一 復未ノ手差ヲ本給ニ繰入レ左ノ通り増給スルコト
 - 壹圓五拾錢以下 二割増
 - 貳圓以下 一割五分増
 - 貳圓以上 一割増
 - ニ 退職手差ノ判定
 - 六ヶ月未満 十五日分
 - 一ヶ年未満 三十日分
 - 一年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎二百分ヲ支給スルコト
 - 三 會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ前記退職手差ノ倍額並十四日分ノ予告手差ヲ支給スルコト
 - 四 食堂及水道ヲ急送ニ設置スルコト
 - 五 年二回ノ定期昇給ヲ行フコト
- 右要、求條件ニ対シ會社ハ充分考慮シテ來ル二十日迄ニ兩回答復シ度候也
- 大正十五年一月十八日

日本労働
 總同盟 東京鐵工總合大峙第十三支部

高砂鐵工株式會社御中



勞秘第一六七號

大正十五年一月廿八日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿
 社會局長 長岡隆一郎 殿
 京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫
 福岡 千葉 埼玉 各府縣長官 殿
 東京地方裁判所檢事 正 殿

高砂鐵工株式會社職工労働爭議ニ于ル件

(第二報)